

東浦町運行バス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の交通の利便を確保するため東浦町運行バス（以下「町運行バス」という。）を運行し、もって町民の福祉と生活の安定に寄与することを目的とする。

(運行方法)

第2条 町運行バスは、東浦町及び運行委託業者が所有するバスを使用するものとし、道路運送法（昭和26年法律第183号）の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する。

(運行区域)

第3条 町運行バスの運行区域は、東浦町並びに刈谷市、大府市、知多市及び阿久比町の一部とする。

(運行日)

第4条 町運行バスの運行日は、原則として大晦日及び元日を除く毎日とする。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他の理由により町運行バスの運行に支障があると認めるときは、運行を制限し、又は中止することができる。

(運賃)

第5条 町運行バスの運賃は、1回の乗車につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とし、別に定期券、回数券（100円券）及び1日乗車券（以下「定期券等」という。）を発行する。

(1)小学生及び中学生 100円

(2)前号に掲げる以外の者 200円（交通系ICカードによる支払の場合にあっては、150円）

2 定期券等の区分等は、次のとおりとする。

区 分		単 位	料 金
定期券	小学生	1ヶ月	500円
		2ヶ月	950円
		3ヶ月	1,350円
	中学生	1ヶ月	1,000円
		2ヶ月	1,900円
		3ヶ月	2,700円
	高齢者（満75歳以上）及び運転免許証自主返納者	1ヶ月	2,000円
		2ヶ月	3,800円
		3ヶ月	5,400円
	一般	1ヶ月	4,000円
		2ヶ月	7,600円
		3ヶ月	10,800円

回数券（100 円券）	11 枚綴り	1,000 円
1 日乗車券	1 日	300 円

（運賃の免除）

第6条 次のいずれかに該当する者は、運賃を免除する。

- （1） 6 歳未満の未就学児
- （2） 身体障害者手帳所持者並びに 1 級又は 2 級の身体障害者手帳所持者の付添者 1 名
- （3） 療育手帳所持者並びに A 判定又は B 判定の療育手帳所持者の付添者 1 名
- （4） 保健福祉手帳所持者及び保健福祉手帳所持者の付添者 1 名
- （5） 前各号のほか、町長が認めた者

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。